

- 幼児2人同乗用自転車レンタル利用者募集……2面
- 還暦式……3面
- 文化・スポーツの秋 市内各所で多彩な催し…4-5面
- 家庭保育員「ファミリー・まま」を募集…6面
- 幼稚園の入園児募集……6面

## ●支給額

	平成23年9月までの制度		平成23年10月からの制度	
適用期間	平成23年4月～9月		平成23年10月～24年3月	
支給額	0～3歳未満	一律 13,000円	一律 15,000円	
	3歳～小学生		第1子、第2子 10,000円	第3子以降 15,000円
	中学生		一律 10,000円	
所得制限	なし		なし	
支払月(支払対象月)	平成23年6月 (平成23年4月～5月分)	平成23年10月 (平成23年6月～9月分)	平成24年2月 (平成23年10月～24年1月分)	平成24年6月 (平成24年2月～3月分)

## ●追加された主な受給要件

これまでの受給要件	平成23年10月から新たに追加された受給要件
0歳から中学校修了(15歳に達した日以降の最初の3月31日)までの子どもを養育していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに対する国内居住要件を設けること(留学中の場合などを除く)</li> <li>・児童養護施設等に入所中の子どもについては、施設長などに支給する形で手当を支給すること</li> <li>・未成年後見人や父母指定者については、父母同様の要件で手当を支給すること</li> <li>・監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合、単身赴任の場合を除き、子どもと同居している者へ手当を支給すること</li> <li>・里子を養育している場合は、里親に手当を支給すること</li> </ul>

## ●請求方法

これまで子ども手当を受給していた方も含め、支給対象となる全ての方に10月以降に申請書類を送付します。申請書類が届き次第、郵送または請求窓口へ提出してください。なお、第1子の出生や市川市への転入により、9月に子ども手当の新規申請をし、10月に受給開始となる方は、10月以降に再度申請をしていただく必要はありません。

## ●請求の際の注意

子ども手当は、申請書を提出した翌月分から手当の支給が始まりますので、早めに請求をお願いします。また、子どもの生まれた日が月末で、申請が翌月となる場合、生まれた日の翌月から15日以内に申請をすれば、生まれた月の翌月分から支給対象となります。

## ●請求の特例

経過措置として、子ども手当の請求が必要な方は、平成24年3月31日までに申請書を提出すれば、平成23年10月分から子ども手当の支給が可能となります。ただし、第1子の出生や、10月1日以降に市川市へ転入された方については、請求の特例がありません。

次代の社会を担う子どもの健全な育ちを社会全体で応援する制度として昨年4月にスタートした子ども手当制度が、10月1日から一部変更されます。これは、『平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法』が成立したことによるもので、支給額と受給要件などが平成24年3月までの間、別表のとおりとなります。

# 10月から子ども手当制度 支給額や受給要件が変更

なお、平成24年4月以降の制度については、新たな法の制定などが行われ、これに従うこととなります。市では、この内容が決まり次第、広報いちかわや市ホームページなどでお知らせします。  
 (こども福祉課)



## 平成24年4月「第3子保育園保育料無料化制度」を改定

平成24年4月から、市が行っている「第3子保育料無料化の制度」を改定します。対象となる要件が変更となるほか、保育園保育料に関し控除額を設けました。本来納付すべき月額が控除額内の場合は無料となりますが、超過した場合は超えた分を保育園保育料として納めていただくようになります。対象となる要件と控除額は、下表のとおりです。

なお、未就学児が同時在園の場合に第3子以降の保育料が無料となる国の制度に変更はありません。(保育課)

### ●対象となる要件

平成24年4月から(新制度)	平成24年3月まで(現行制度)
①扶養している18歳未満の児童が3人以上いる世帯の第3子以降	①扶養されている子どもが3人以上いる世帯の第3子以降
②所得税 734,000円未満の世帯	②所得税 713,000円未満の世帯
③兄弟姉妹の保育料の滞納がない世帯	③兄弟姉妹の保育料の滞納がない世帯

### ●控除額

	0～2歳児		3～5歳児	
	年額	月額	年額	月額
平成24年度	600,000円	50,000円	300,000円	25,000円
平成25年度	500,000円	41,600円		
平成26年度	400,000円	33,300円		

※0歳児から2歳児までの控除額は、3年間段階的に引き下げます。

## 10月下旬から市役所駐車場を縮小

市役所本庁舎前駐車場(第1駐車場)は、歩行者の安全を確保するための改修工事により、10月下旬から駐車場を縮小します。市役所へおいでの際は、なるべく公共交通機関の利用をお願いします。また、車でおいでの際は、第2・第3駐車場も利用いただきますよう、ご協力をお願いします。(管財課)

